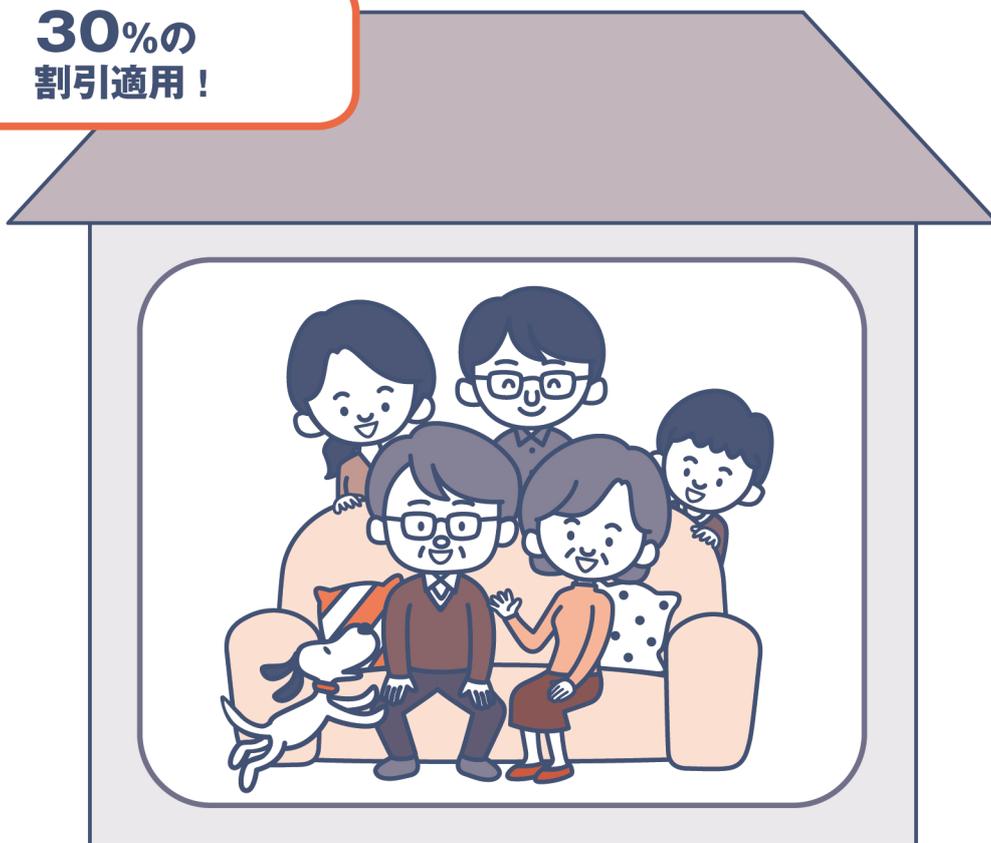


FUJIFILM 2025年度 商品パンフレット保存版

富士フイルムグループ団体保険のご案内

お得な
保険料30%の
割引適用！

従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】2025年2月3日(月)

- 【申込方法】
- 1 前年同条件で継続 >> 書類のご提出は不要です。
※ご提出いただかなければ、自動継続となります。
 - 2 新規・変更・脱退 >> 必要事項を記入のうえ、
加入申込票をご提出ください。
※募集締結後の手続きは原則できません。

※お申込みの際には、P1～2およびご加入にあたっての留意点を必ずお読みください。

【書類提出先】

(代理店・扱者)

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社
保険サービスセンター ライフサポートグループ

富士フイルムホールディングス株式会社

2025年度の主な改定について

■三井住友海上＜団体損害保険＞病気保険について

NEW 『本人介護一時金』プランの新設

- ・病気保険（基本セット）のオプションとしてご加入いただけます。
- ・被保険者（本人）が所定の要介護状態（**要介護2以上の状態**）となった場合に補償します。

要介護2以上の状態とは？

- 自分では両足での立位保持が出来ない。
 - 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが出来ない。等
- ※詳細はP8をご確認ください。

なぜ一時金が必要なの？

公的介護保険では、現金給付ではなく「介護サービス給付」が原則となっています。そのため、多くの方が**初期費用が必要**と考えています。

初期費用はいくらぐらい必要？

必要と考える平均金額

約**234万円**

世帯主または配偶者が要介護状態となった場合に、公的介護保険の範囲外の費用*に対して必要と考える初期費用の平均は約234万円でした。
*公的介護保険の範囲外の費用とは、住宅改修や介護用品購入などの初期費用や、月々かかる費用などをさします。

公益財団法人生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」から作成



■三井住友海上＜団体損害保険＞について多くのご加入者様に保険金をお受け取りいただいた事により^(※)、保険料が改定となります。何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。各プラン保険料はP5～P10をご確認ください。
※過去の損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。

新規加入・変更のお手続き方法

新規で加入したい

同封の加入申込票をご提出ください。ご記入、ご署名の際は記入例を必ずご確認ください。

プランを変更したい／脱退したい

同封の加入申込票をご提出ください。ご記入、ご署名の際は記入例を必ずご確認ください。

前年同条件で継続の方

書類の提出は不要です。ただし、商品の改定や年齢によって保険料が変わる場合がありますので、商品の内容および重要事項説明書（ご加入にあたっての注意点）を必ずご確認ください。

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の加入・変更・脱退（解約）

募集締切（2025年2月3日）後の中途加入や口数変更、脱退（解約）は原則できません。

3. 病気保険について

- 継続加入の方は原因発生日（発病日）が2025年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2025年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなる場合があります。
- 原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならない場合があります。
- 病気保険は年齢によって保険料が変わりますので、必ずP7～8で保険料をご確認ください。

- 「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方については、継続時にあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。（詳細はP44～50「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 加入者証について

団体損害保険の加入者証は保険始期以降、登録住所宛に送付いたします。（お申込み・変更のお手続きをされた方は、必ず加入申込票控えを保管ください。）

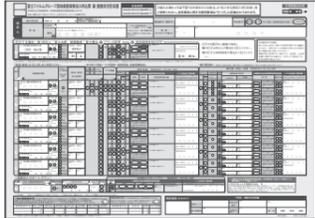
5. パンフレットについて

重要な事項が記載されておりますので、必ず1年間保管ください。

新規加入・変更・脱退（解約）のお手続き方法

お申込みの際にはP3～4の商品一覧、P5～10の商品説明および重要事項説明書（ご加入にあたっての留意点）を必ずご確認ください。

◎：団体募集期間のみ手続き可能

商品名		帳票サンプル	記入例	新規加入	内容変更	脱退（解約）	変更なし
団体損害保険	ケガ保険	A3サイズ・横 「富士フィルムグループ団体損害保険加入申込票兼健康状況告知書」 	加入申込票と 共に同封	◎	「加入申込票兼健康状況告知書」 を提出ください。	◎	手続きは不要です。
	病気保険 (オプション： 先進医療・親介護一時金・ 本人介護一時金)						
	賠償保険						
	携行品保険						
golfer向け保険							

保険金・給付金のお手続きについて

■専用WEBサイト

- 保険金・給付金のお手続きもHPより連絡、依頼ができます。
- 団体損害保険（三井住友海上）は専用WEBサイトで以下のことが可能です。（ご利用には条件があります）
○ケガ保険／病気保険／携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。詳細は同封の三井住友海上「保険金請求WEBシステム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

■万一の事故時のご連絡

三井住友海上事故受付センター
0120-258-189（24時間365日）

目次

1	目次・お申込み手続きについて	P1～2
2	富士フィルムグループ団体保険 商品一覧	P3～4
3	商品説明	
	団体損害保険 ケガ保険	P5～6
	病気保険（オプション：先進医療・親介護一時金・本人介護一時金）	P7～8
	賠償保険	P9
	携行品保険	P9
	golfer向け保険	P10
	団体損害保険Q&A	P11～12
4	ご加入にあたっての留意点	P13～50
5	引受保険会社	P51
6	事故時のご連絡先・お問い合わせ先・代理店・扱者	裏面

富士フイルムグループ団体保険 商品一覧

富士フイルムグループの退職者の皆さまとご家族さまだけがご加入いただける制度です。

保険種類	プラン	掲載ページ	保険料割引率	引受保険会社	補償対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	保険始期	保険終期	保険料口座振替日		
各種の損害に備える保険	団体損害保険	 ケガ保険	1 B、1 C 2 B、2 C	P 5～6	30%*1	三井住友海上火災 保険株式会社	国内外問わず 	本人および家族 	制限なし	2025年 4月21日 午後4時	2026年 4月21日 午後4時	2025年 6月23日 (第1回) 12月23日 (第2回) 〔半年払〕
		 病気保険	8 E、8 I 8 H、8 F (オプション) S、K 2、Z	P 7～8	30%*1		*2	本人および家族  *3	下記以外： 生後 15 日以上～ 79 才 親介護一時金： 20 才～89 才			
		 賠償保険	5 F	P 9	30%*1		*4	本人  *5	制限なし			
		 携行品保険	10 F、10 G	P 9	30%*1		国内外問わず 	本人 (家族型あり) 	制限なし			
		 ゴルファー向け保険	6 E、6 D 6 A、6 B	P 10	30%*1		*6	本人および家族 	制限なし			
6 F	P 10		30%*1	*7	本人 	制限なし						

- * 1 過去の損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。
- * 2 基本補償、親介護一時金、本人介護一時金は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象
- * 3 親介護一時金は基本補償の被保険者本人の親（姻族含む）
- * 4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず（日常生活賠償は一部国内のみ補償^(注)）、受託物賠償は国内で借りたもののみ対象
(注)詳細は P22 をご参照ください。
- * 5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子も補償対象
(注)詳細は P33 の 1. (1) をご参照ください。
- * 6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償
- * 7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償

「注意」 この表示は保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書（ご加入にあたっての留意点）等を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルファー向け保険



割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
退職者本人および家族	P 2 参照	別紙	P13～P14

補償内容 ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

24 時間補償

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
*家族の範囲は11ページ（Q1）をご確認ください。

		1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	4,000 円	8,000 円	5,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	2,000 円	4,000 円	3,500 円	7,000 円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	245 万円	490 万円	235 万円	470 万円
半年払保険料（年令にかかわらず）		5,360 円	10,700 円	7,610 円	15,220 円

支払事例・1

スキーで転んで右腕を骨折。15日間通院（含むギプス固定期間）した。

2 Bプラン（傷害通院保険金日額 4,000 円）に加入の場合

傷害通院保険金日額	通院日数	保険金のお支払額
4,000 円	× 15 日	= 60,000 円

支払事例・2

階段から転落し、ケガで7日間入院し、その後4日間通院した。

2 Cプラン（傷害入院保険金日額 10,000 円、傷害通院保険金日額 7,000 円）に加入の場合

傷害入院保険金日額	入院日数	傷害通院保険金日額	通院日数	保険金のお支払額
(10,000 円 × 7 日)	+	(7,000 円 × 4 日)	=	98,000 円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5 Fプラン
(9ページ)



自身のケガリスクへの備え

ケガ保険
1 B～2 C 全4プラン
(5ページ)

＼自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、加害者に高額な損害賠償を命じる判決事例が出ています。また、条例により**自転車損害賠償責任保険等**への加入を義務化する動きが広がっています。自転車に乗る方は、自転車条例に対応している**賠償保険に加入し**、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県
	大阪府	静岡県	京都府

など

出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況 令和5年4月1日現在」

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2023年8月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

1億円まで補償！ さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

➡ 賠償保険（5 Fプラン）の保険金額、保険料は9ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限り、①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、（注）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

病気保険 基本補償



割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
退職者本人および家族	P2参照	別紙	P15~P21

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。)*家族の範囲は11ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、*の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口		8E		8I		8H		8F	
疾病入院保険金日額	病気入院した日から1,095日以内 1,095日限度		5,000円		5,000円		3,000円		3,000円	
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍									
疾病手術費用保険金額*	100万円 ※2口お申込みの場合も100万円									
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍									
疾病入院時一時金額	5万円		5万円		5万円		5万円		5万円	
疾病長期入院時保険金額*	10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円									
疾病退院時一時金額	5万円		-		-		-		-	
疾病通院保険金日額	退院した日の翌日から180日以内 30日限度		3,000円		3,000円		3,000円		-	
葬祭費用保険金額	150万円		-		-		-		-	

半年払保険料									
プラン	加入口数	8E		8I		8H		8F	
		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2025.4.21 時点の年令 【年令別】 半年払保険料	生後15日以上~4才	5,150円	10,100円	4,180円	8,160円	2,980円	5,760円	2,880円	5,560円
	5~9才	3,430円	6,660円	3,240円	6,280円	2,340円	4,480円	2,260円	4,320円
	10~14才	1,880円	3,560円	1,730円	3,260円	1,300円	2,400円	1,260円	2,320円
	15~19才	2,170円	4,070円	1,840円	3,410円	1,370円	2,470円	1,330円	2,390円
	20~24才	3,280円	6,140円	2,890円	5,360円	2,120円	3,820円	2,060円	3,700円
	25~29才	4,940円	9,070円	4,520円	8,230円	3,350円	5,890円	3,250円	5,690円
	30~34才	6,470円	11,870円	5,900円	10,730円	4,370円	7,670円	4,230円	7,390円
	35~39才	7,140円	13,030円	6,340円	11,430円	4,740円	8,230円	4,540円	7,830円
	40~44才	7,680円	14,070円	6,480円	11,670円	4,850円	8,410円	4,570円	7,850円
	45~49才	10,120円	18,720円	8,150円	14,780円	6,060円	10,600円	5,610円	9,700円
	50~54才	14,420円	26,640円	11,230円	20,260円	8,370円	14,540円	7,630円	13,060円
	55~59才	21,030円	38,470円	16,270円	28,950円	12,160円	20,730円	11,170円	18,750円
	60~64才	32,720円	59,180円	24,940円	43,620円	18,820円	31,380円	17,420円	28,580円
65~69才	50,650円	92,270円	37,950円	66,870円	28,330円	47,630円	26,280円	43,530円	
70~74才	75,760円	138,880円	55,580円	98,520円	41,290円	69,940円	37,780円	62,920円	
75~79才	118,790円	221,470円	84,660円	153,210円	61,110円	106,110円	55,770円	95,430円	

ご注意点	
疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等にに応じた告知をしていただくことができます。詳細はP45を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

+先進医療費用保険金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
半年払保険料		310円

+親介護一時金

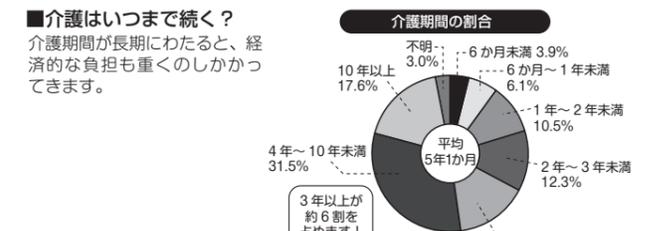
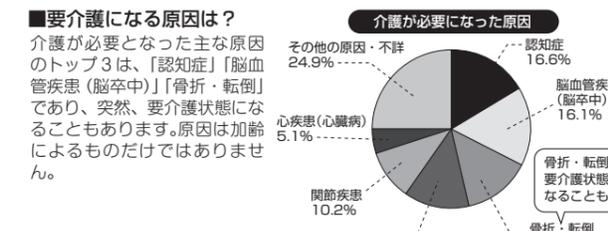
特約被保険者になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人の親(姻族含む)

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	K2
特約区分		1一時金
親介護一時金額		100万円
フランチャイズ 期間：30日	要介護 2以上	

2025.4.21 時点の 特約被保険者の年令 【親の年令別】 半年払保険料	20~24才	40円
25~29才	40円	
30~34才	40円	
35~39才	40円	
40~44才	40円	
45~49才	90円	
50~54才	210円	
55~59才	490円	
60~64才	1,110円	
65~69才	2,620円	
70~74才	5,930円	
75~79才	13,210円	
80~84才	34,180円	
85~89才	69,010円	

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。



+本人介護一時金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	Z
介護一時金(本人介護)		100万円
フランチャイズ 期間：30日	要介護 2以上	

2025.4.21 時点の年令 【年令別】 半年払保険料	生後15日以上~4才	40円
5~9才	40円	
10~14才	40円	
15~19才	40円	
20~24才	40円	
25~29才	40円	
30~34才	40円	
35~39才	40円	
40~44才	40円	
45~49才	90円	
50~54才	210円	
55~59才	490円	
60~64才	1,110円	
65~69才	2,620円	
70~74才	5,930円	
75~79才	13,210円	

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

賠償保険・携行品保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
退職者本人*	P 2 参照	別紙	P22～P24

*賠償対象家族は自動対象 携行品対象家族型あり

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどとして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：退職者本人のみ
※退職者本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。(傷害死亡・後遺障害保険金を除く)

日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	5F 1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 ※退職者本人のみ対象	100万円
半年払保険料	1,160円

！ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^(注) ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 ^(注) します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。 (注)詳細はP 22、P 23 をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	退職者本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

退職者本人1名のご加入で自動的にご家族※を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、退職者本人のみ補償対象です。
※家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。

他人から借りたビデオカメラを壊してしまった。

洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。

デパートの高額商品を過って壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：退職者本人のみ

補償対象者	10F 本人	10G 本人・ご家族*
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50万円	50万円
半年払保険料	1,010円	2,000円

※家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

！ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ずP 24、P 30 をご参照ください。
天災危険補償対象外 修理不能の場合	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

携行品に発生した破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。

旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

ゴルフファー向け保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
6F	6E、6D、6A、6B	P 2 参照	別紙
本人	本人および家族		P25～P29

ゴルフファー向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。(6F以外)

ゴルフプレー中にケガをしてしまった。

ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。(6F以外)

国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。(*)

(*)日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP25～29をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：6F以外⇒本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）6F⇒本人のみ

補償対象者	6E				6D				6A				6B				6F															
	本人・そのご家族								本人																							
ゴルフファー賠償責任保険金額	2億円								1億円								1億円								5,000万円				—			
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	1,000万円								980万円								530万円								330万円				50万円			
傷害入院保険金日額 事故発生日から180日以内 180日限度	15,000円								14,700円								7,950円								4,950円				—			
傷害通院保険金日額 事故発生日から180日以内 90日限度	10,000円								9,800円								5,300円								3,300円				—			
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍								—								—								—							
ゴルフ用品保険金額	54万円								40万円								27万円								12万円				—			
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円								50万円								35万円								20万円				70万円			
半年払保険料	7,190円								4,560円								3,040円								1,770円				3,420円			

！ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間(ゴルフ中以外も)補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフファー向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフファー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフファー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償(6Fは死亡・後遺障害のみ)
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品(ゴルフ用品含む)に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用(6F)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用(6E、6D、6A、6B)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細はP 13～29 をご覧ください。

団体損害保険 Q & A

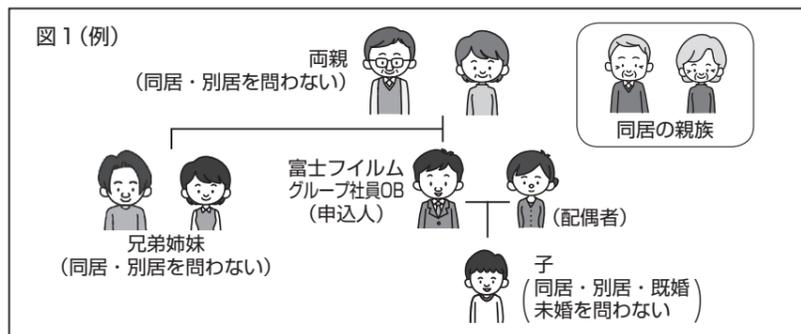
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれますか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員 OB 本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A3 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細はP33～34重要事項のご説明をご覧ください。

健康に関する告知

<Q4> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A4 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。詳細については、P44～P48をご確認ください。
*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

<Q5> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A5 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。
*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q6> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A6 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

変更・脱退

<Q7> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A7 団体保険制度の運営上、保険期間途中での補償の追加・変更・脱退はできません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただきますようお願いいたします。

補償内容

<Q8> 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A8 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくはP30の<※印の用語のご説明>をご覧ください。

<Q9> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A9 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくはP15をご覧ください。

<Q10> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A10 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q11> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A11 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象なりません。

<Q12> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A12 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q13> 「病気保険」で精神的な病気も補償されますか？

A13 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、P15～21の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q14> 『携行品保険10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A14 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q15> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A15 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q16> 『ゴルファー向け保険6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A16 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q17> 団体損害保険は年末調整や個人の確定申告の保険料控除の対象になりますか？

A17 「病気保険」（葬祭費用保険金は除きます）が生命保険料控除の対象です。生命保険料控除証明書は保険開始にあわせて発送される加入者証にセットして送付されます。

<Q18> 保険は4月21日（午後4時）開始ですが、保険料の振替はいつからですか？

A18 第一回目が6月24日で、第二回目が12月23日です。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

※印を付した用語については、P30～P32の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ保険 (標準型)	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)* によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具* を用いて競技等* をしている間のケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	<p>「補償対象外となる運動等」 山岳登山*^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機*^(*) 操縦*^(*)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機*^(*) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動 (*1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) をいいます。</p> <p>(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
ケガ保険 (1B・2B・1C・2C)	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭 (じん) 帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	<p>傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	(前ページと同じ)				
		<p>【特約の説明】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セットする特約</th> <th>特約の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)</td> <td>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。</td> </tr> <tr> <td>天災危険補償特約 (1B・2B・1C・2Cプラン)</td> <td>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table>	セットする特約	特約の説明	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。	天災危険補償特約 (1B・2B・1C・2Cプラン)
セットする特約	特約の説明						
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。						
天災危険補償特約 (1B・2B・1C・2Cプラン)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。						



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】 三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照		
	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ● 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害(*)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*) ● 妊娠または出産 (「療養の給付」等*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康に関する告知のご回答により補償対象とならない病気(*) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約 (自動的にセットされます。) のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など
	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康に関する告知のご回答により補償対象とならない病気(*) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約 (自動的にセットされます。) のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット P21 (☆) 参照 ☆特定精神障害補償特約セット			
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照			
① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (次ページへ続く)	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 (8Fを除く) ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照		
	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ● 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気* (これと医学上因果関係がある病気*を含みます。) によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(前ページからの続き) (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	
	① 「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	(注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数(*)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照			
「疾病入院」の状態が、免責期間*(0日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*)の「病気を補償するプラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。	
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 (8Eのみ) ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照			
疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット P21 (☆) 参照			
「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数(*)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。		

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病手術費用保険金 ★疾病手術に伴う費用補償特約 ☆疾病手術臨時費用対象外特約 ☆特定精神障害補償特約セット	疾病手術費用 ☆疾病手術臨時費用対象外特約 ☆特定精神障害補償特約セット	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。
	保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(*)に、医師*による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。	疾病入院の期間中(*)に発生した次の費用のうち被保険者が負担した費用をお支払いします。ただし、ア. からウ. までの費用の合計は、1回の疾病入院*につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア. 手術日以降の入院中の治療*に要した費用 イ. 手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ. 医師*の指示により、手術のため入院*中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費 (医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また、手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含みます。) (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1) 次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ● 公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*から給付される費用 ● 加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E)	葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約 (8Eのみ)	葬祭費用 ☆葬祭費用補償特約 (8Eのみ)	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ● 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの* ● P13の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ● 保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害* (1) およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性*による病気*(*) ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 (加入者証等に記載されます。) により入院*された場合 など (注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(*)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (*1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2) 葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4) 365日を限度とします。
	補償対象者(*)が次の①~③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合 ① 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② 保険期間の開始時以降(*)に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気*(*)のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間(*)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りです。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償するプランに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(*)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2) 葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4) 365日を限度とします。	補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オプションS)	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	病気の治療のため先進医療を受けた場合、P15～P16の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気*(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、以下にあてはまるときは保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P13の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P24の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オプションK2・K)	親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット(K2のみ)	親介護一時金の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合は含みます。
	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(K2:要介護2以上の状態、K:要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP40の<代理請求人について>をご覧ください。	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(K2:要介護2以上の状態、K:要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP40の<代理請求人について>をご覧ください。	



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オ フ シ ョ ン)	介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用) セット		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態 (ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態 (ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態 (テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 (加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)
	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態 (要介護2以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

【特約の説明】	セットする特約	特約の説明
	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (8E・8I・8H・8Fプラン)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20 に変更します。

(☆) 疾病保険金 (疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 病気*を補償するプラン(*1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*2)の原因となった病気(*3)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気(*3)を発病した時が、その病気による入院(*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (*1) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
 (*2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
 (*3) 疾病入院(*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		P13 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容
P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容		
日 常 生 活 賠 償 保 険 金	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人 (家事使用人を除きます。*) が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両 (ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	①保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)	
(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。) を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。		(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償保険 (標準型)	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約 保険期間中で、受託物 ^(*)1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(*)2) ・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P30の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。		●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含まません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族 [*] に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P30の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害
	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (1回の事故につき5,000円) (*1)被保険者の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)がある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	など	
【特約の説明】			
セットする特約		特約の説明	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容		P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 10G 家族型への変更に関する特約 ＜家族型への変更に関する特約をセットする場合＞ <table border="1"> <tr> <td>追加される事由</td> <td>●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</td> </tr> <tr> <td>除外される事由</td> <td>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td> </tr> </table>	追加される事由	●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ	除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	追加される事由	●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ					
除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ						
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容		P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	「補償対象外となる職業」 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業				
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット							
保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*)1) に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(*)2) をいいます。ただし、P30の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。		損害の額 - 免責金額 [*] (1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券を含みます。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)がある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [*] の故意による損害 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P30の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害				
【特約の説明】							
セットする特約		特約の説明					
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。					
家族型への変更に関する特約(10Gプラン)		被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。					

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B) 団体総合生活補償保険	ゴルファー賠償責任保険 ★ゴルファー賠償責任保険特約 保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限りま)を被保険者としま	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額* (0円) (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B) 団体総合生活補償保険	傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
	傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいすれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】 三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★golfer傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含まません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P25 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)	
	ゴルフ用品保険金 ★golfer用品補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)[「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額（被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

団体総合生活補償保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティープレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴していない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。	
	②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りします。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です。） (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセプトすることができません。		

ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

団体総合生活補償保険

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		P13 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P13 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
	P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P13 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)			
日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)		次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の10%が限度となります。)	
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など		(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。	
(注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。		(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。	
(注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。		(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。	
②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合は同伴競技者は不要です。) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りします。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業として行っている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。		(注3)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	
【特約の説明】			
セットする特約		特約の説明	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	

補償対象外となる主な「携行品」 船舶 (ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型 (無人機等を含みます。) およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券 (乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書 (通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具 (釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本 (本などの原稿)・設計書・図案・証書 (運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物 (印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
補償対象外となる主な「受託物」 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本 (本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董 (とう)、彫刻、美術品、自動車 (被牽 (けん) 引車を含みます。) ・原動機付自転車・船舶 (ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。) ・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P13の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物 (置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

【※印の用語のご説明】

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気* (これと医学上因果関係がある病気*を含みます。) によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
(*) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの (硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸 (けい) 椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。) をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸 (けい) 部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位 (指、顔面等は含まれません。) をいいます。
●長管骨 (上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱
●長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分 (中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。) 。ただし、長管骨を含めギブス等*の固定具を装着した場合に限りします。
●肋骨・胸骨 (鎖骨、肩甲骨は含まれません。) 。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りします。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

【※印の用語のご説明】の続き

- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害入院保険金 ● 傷害通院保険金 ● 疾病入院保険金 ● 疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害入院保険金 ● 傷害通院保険金 ● 疾病入院保険金 ● 疾病通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (* 1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (* 2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 - (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。（病気保険）

適用される保険金の名称
<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病入院時一時金

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。
 - < K2プラン >
 - 「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態 < Kプラン >
 - 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
 - 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

【重要事項のご説明】 この書面では、この保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

<契約概要のご説明>

(団体総合生活補償保険 (標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

ケガ保険 ゴルフ向け保険 (6F)	賠償保険	携行品保険
----------------------	------	-------

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者
受託物賠償責任補償特約	(c)同居の親族（本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人(*2)

(*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*2)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ賠償責任保険特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ傷害補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

(*1)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

病気保険

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になる場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象)
本人型	本人(*)

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方
疾病入院時一時金補償特約	●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方
疾病退院時一時金補償特約	●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	

葬祭費用補償特約	本人(*)の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族） (注)本人(*)は、次のすべてに該当する方となります。 ●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*)の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込書の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ●保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP13～P32のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額 P13～P32をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由） P13～P32をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P13～P32をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ケガ保険 ゴルフ向け保険 (6F)	賠償保険	携行品保険
----------------------	------	-------

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

ケガ保険 携行品保険 ゴルフ向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)	病気保険	賠償保険
---	------	------

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は下記によって決定されます。

ケガ保険 ゴルフ向け保険 (6F)	賠償保険	携行品保険
----------------------	------	-------

保険金額・保険期間・お仕事の内容等

ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)

保険金額・保険期間等

病気保険

保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P4をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」(P36～P37)をご参照ください。



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

<注意喚起情報のご説明>

(団体総合生活補償保険 (標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務 (ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者 (補償の対象者) には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」… (ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険 (6F))
- (*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報… (ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険)
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」「年令」… (病気保険)
- ④被保険者の健康に関する告知… (病気保険)
- (注)告知事項の回答にあたっては「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフ向け保険 (6F)		

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲外>
右記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手 (競輪選手)、モーターボート (水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

ケガ保険	病気保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフ向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)		

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約・生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者 (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)) の場合は、ゴルフ傷害補償特約の被保険者) が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

- 引受保険会社に保険金 (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)) の場合は、ゴルフ傷害補償特約に基づく保険金) を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)) の場合は、ゴルフ傷害補償特約) の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

- (注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b. この保険契約(*)を解約すること

- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。
(ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B)) の場合は「保険契約」を「ゴルフ傷害補償特約」と読み替えます。)

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活賠償特約 団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 (標準型) 団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P4記載の方法により払込みください。P4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P13~P32をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、P4記載の方法により払込みください。P4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効 (または終了) したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきます。

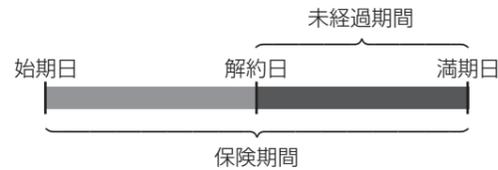
6. 失効について

ご加入後に、被保険者 (家族型においては被保険者全員) が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退 (解約) される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
●脱退 (解約) 日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P42をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P41をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

病氣保険

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病氣やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター ライフサポートグループ

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03 - 6300 - 6745 フリーダイヤル 0120 - 553 - 053

(受付時間：土日・祝日を除く 平日 10:00～15:00)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120 - 632 - 277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間 365日 事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120 - 258 - 189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570 - 022 - 808

- 受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

(1) この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

(2) 加入資格者の範囲

＜お申込人となれる方の範囲＞ ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険

お申込人となれる方は富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方で下記に該当する方に限ります。

※対象とする退職者はいずれかの条件を満たし、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に保険加入を認められていることが必須です。

- 退職時に当該団体における団体（扱）契約（他の種目を含む）に加入していたこと
- 以下のいずれかの年金制度の受給資格を有する退職者
 - 適格退職年金制度 ○非核的年金制度 ○厚生年金基金制度 ○自社年金制度
 - 確定給付企業年金制度 ○確定拠出年金制度
- 当該団体が福利厚生を必要と認めており、退職者名簿または当該団体の発行する証明書により退職者であることが確認できる場合

＜被保険者となれる方の範囲＞

●**ケガ保険・病気保険・ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）**で被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、上記お申込人となれる方の範囲の条件を満たしている富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●**病気保険**の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で生後15日以上～満79才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●**賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険（6F）**で被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、上記お申込人となれる方の範囲の条件を満たしている富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方に限ります。上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険（**10G**）については以下の方も補償の対象となります。詳細はP 33をご覧ください。

●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族（本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）、別居の未婚の子。（同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。）

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(3) ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(4) 病気保険について

●継続加入の方は原因発生日（発病日）が2025年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2025年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなる場合があります。

●原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならない場合があります。

●「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方は「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。いずれのご回答も「いいえ」の場合、お引受けします。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、継続時に再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただける場合があります。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。（詳細は、P 44～P 47「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

(5) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

(6) 保険料・保険金額について

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(7) 事故発生時の注意事項

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

＜代理請求人について＞

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

●賠償保険、携行品保険、ゴルフ向け保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

●法律上の賠償責任について

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフア－賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフア－賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (8) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (9) ●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- (10) ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

引受保険会社は次年度のこの保険引受の審査のため、この保険の契約における保険金請求情報を富士フイルムホールディングス株式会社に提供することがあります。

(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフア－向け保険（6F）

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

ゴルフア－向け保険（6E・6D・6A・6B）

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

病気保険

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

税法上の取扱い（2024年11月現在）

*「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆ 「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆ 「健康に関する告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（MS&AD型）
健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ● 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

- 「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途 **親介護一時金専用** の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	疾病手術に伴う費用補償特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- 「疾病補償（病気保険）」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○：あり、×：なし)		回答が必要な質問事項 (○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問 1	質問 2	質問 3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	×	健康に関する告知は不要です		

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病手術に伴う費用補償特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	
介護一時金支払特約(親介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約(親介護)	

- (*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時」をいいます。
- (*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
疾病手術に伴う費用補償特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	
親介護一時金支払特約(親介護)	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

親介護一時金・休業以外			健康状況告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)	
質問1	質問2	質問3	特定疾病対象外欄	
LKA はい 3	LKH はい 3	LIA はい 3	506 疾病コード R-0 三住 太郎	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎
はい 4	はい 4	はい 4	※告知者ご署名欄	
LWS 告知日 令和 R 年 10 月 1 日			三住 太郎	

【注1】をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がタブレットでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合は、親権者のうちいずれかの方がご署名ください。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、P 49または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

病気保険 (基本補償) (オプション本人介護一時金)	健康状況告知書質問事項
<ul style="list-style-type: none"> ●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。 ●「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ●「疾病補償 (病気保険)」 「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。 ●下記の質問事項には、被保険者 (補償の対象者) ご自身がお答えください。* (*) 告知時における被保険者の年齢が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。 ●下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。 	

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 <p>※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症 (ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指 (手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	--

「疾病補償 (病気保険)」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問 1、2 につきご回答ください。

質問 1、2 の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問 1、2 の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問 1	<p>* 「疾病補償 (病気保険)」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>次のいずれかに該当しますか (ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。</p> <p>①告知日 (ご記入日) 現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。</p> <p>②告知日 (ご記入日) より過去 2 年以内に病気で、継続して 14 日以上入院をしたことがある。</p> <p>※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問 2	<p>* 「疾病補償 (病気保険)」がない契約をお申込みの方は回答不要です。</p> <p>告知日 (ご記入日) より過去 2 年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療 (投薬を含みます) を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気 (アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問 3 につきご回答ください。

質問 3 の回答が「はい」の場合：「本人介護補償」はお引受けできません。

質問 3 の回答が「いいえ」の場合：「本人介護補償」をお引受けします。

* 病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問 3	<p>* 「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償 (病気保険)」にお申込みの方は質問 1、2 にもご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日 (ご記入日) より過去 2 年以内に、医師により、P 50 の「疾病・症状一覧 (介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
------	--

<p>特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ</p> <p>継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群*1 については、保険金をお支払いしません。</p> <p>各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。</p> <p>引受保険会社のホームページへは、右記の QR コード**2 からアクセスいただけます。</p> <p>※ 1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。</p> <p>※ 2 QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。</p> <p>継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。</p> <p><告知の結果、お引受けできる場合></p> <p>特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。</p> <p>加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名 (カナ) が表示されている場合は、二重線で削除してください。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。</p> <p><告知の結果、お引受けできない場合></p> <p>ご加入を継続いただくことができません。</p> <p>ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。</p>	
--	---

病気保険 (オプション親介護一時金)	健康状況告知書質問事項
<ul style="list-style-type: none"> ●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。 ●「親介護補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。 ●この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。 ●下記の質問事項には、介護を受ける方(*1) (特約被保険者) に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(*2) また、ご確認方法を選択してください。 (* 1) 基本部分の被保険者の親御様 (姻族を含みます。) をいいます。 (* 2) 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(*1) を代理して、ご回答いただきます。 なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。 ●下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。 * 病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。 	
質問	<p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日 (ご記入日) より過去 2 年以内に、医師により、P 50 の「疾病・症状一覧 (介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
確認方法	<p>特約被保険者となる方 (親御様) へのご確認方法を以下からご選択ください。</p> <p>(複数に該当する場合は、最も番号の若い (小さい) 確認方法に○印をしてください。)</p> <p>(選択肢) ①対面 ②電話 ③ FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段</p>



疾病・症状一覧表（病気保険（基本補償））

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息（小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。）、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫	G0	結核（腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎*※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦韧带骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病*、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害（不安障害を含みます。）、ストレス関連障害（パニック障害、適応障害を含みます。）、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかか	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

疾病・症状一覧表（介護）

分類	疾病・症状
脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等）●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等）●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます）●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全 等）●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます）●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等）●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大 等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等）●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限ります）●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害 ^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） ^(注) 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

職種コード一覧^(注1)

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名（カナ）	職種級別
01	技術者（技師、監督を含みます。)	ギジュツシャ	A
02	教員	キョウイン	A
03	保健医療従事者	ホケンイリョウジュウジシャ	A
04	芸術家、芸能家	ゲイジュツカ・ゲイノウカ	A
05	職業スポーツ家	シヨクギョウスポーツカ	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	センモンシヨクギョウジュウジシャ	(注1)
11	事務従事者	ジムジュウジシャ	A
21	販売従事者	ハンバイジュウジシャ	A
31	農林業作業者	ノウリンギョウサギョウシャ	B
36	漁業作業者	ギョギョウサギョウシャ	B
41	採鉱・採石作業者	サイコウ・サイセキサギョウシャ	B
51	自動車運転者（助手を含みます。)	ジドウシャウンテンシャ	B
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）（モーターボート競争選手を除きます。)	センバクカンケイジュウジシャ	A
53	航空機関係従事者（航空機搭乗者）	コウクウキカンケイジュウジシャ	A
54	その他の運輸従事者（注2）	ソノタノウンユジュウジシャ	A
55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)(注3)	ツウシンジュウジシャ	A
61	金属製造加工作業者	キンゾクセイゾウカコウギョウシャ	A
62	電気機械器具組立・修理作業者	デンキキカイキグサギョウシャ	A
63	輸送機械組立・修理作業者	ユソウキカイサギョウシャ	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	ケイキ・コウガクキグサギョウシャ	A
65	その他の機械組立・修理作業者	ソノタノキカイサギョウシャ	A
66	製糸・紡織作業者	セイシ・ボウシヨクサギョウシャ	A
67	裁断・縫製作業者	サイダン・ホウセイサギョウシャ	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	キ・タケ・クサ・ツルサギョウシャ	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	バルプ・カミサギョウシャ	A
70	印刷・製本作業者	インサツ・セイホンサギョウシャ	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	ゴム・プラスチックサギョウシャ	A
72	革・革製品製造作業者	カワ・カワセイヒンサギョウシャ	A
73	窯業・土石製品製造作業者	ヨウギョウ・ドセキサギョウシャ	A
74	飲食品製造作業者	インシヨクリョウヒンサギョウシ	A
75	化学製品製造作業者	カガクセイヒンセイゾウサギョウシャ	A
76	建設作業者	ケンセツサギョウシャ	B
77	設置機関・機械および建設機械運転作業者	テイチ・ケンセツキカイウンテンサギョウシャ	A
78	電気作業者	デンキサギョウシャ	A
79	その他の技能工・生産工程作業者	ギノウ・コウセイサンコウテイサギョウシャ	A
81	保安職業従事者	ホアンシヨクギョウジュウジシャ	A
86	サービス職業従事者	サービシヨクギョウジュウジシャ	A
91	有職者以外（家事従事者・学生等）	ユウシヨクシャイガイ	A

^(注1) 職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

^(注2) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。)を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

^(注3) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

◎引受保険会社

【損害保険】

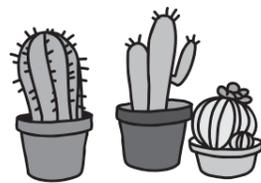
- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険
- ゴルファー向け保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-4244



保険種類	万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上)	三井住友海上 事故受付センター 0120-258-189 (24時間365日受付サービス)
ケガ保険	
病気保険	
賠償保険	
携行品保険	
ゴルファー向け保険	

お問い合わせ先・代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-6300-6745** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>